

第一百九十三回

参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第一号

平成二十九年六月七日(水曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

六月一日
辞任

有村 治子君

六月二日
辞任

石井 準一君

補欠選任
石井 準一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井 準一君

補欠選任
石井 準一君

副議長
國務大臣

片山虎之助君
森 ゆうこ君

松沢 成文君
伊波 洋一君

忠一君
彰君

伊達 忠一君
野上浩太郎君

横畠 裕介君
野上浩太郎君

横畠 裕介君
野上浩太郎君

横畠 裕介君
野上浩太郎君

○委員長(尾辻秀久君)　ただいまから天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会を開会いたします。理事の補欠選任についてお諮りをいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(尾辻秀久君)　御異議ないと認めます。それでは、理事に橋本聖子君を指名いたします。
○委員長(尾辻秀久君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房皇室典範改正準備室長山崎重孝君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(尾辻秀久君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(尾辻秀久君)　天皇の退位等に関する皇室典範特例法案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。内閣官房長官菅義偉君。

○国務大臣(菅義偉君)　ただいま議題となりました天皇の退位等に関する皇室典範特例法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。
この法律案は、天皇陛下が、昭和六十四年一月

七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く察じておられますこと、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられるごとく現下の状況に鑑み、皇室典範第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位後地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
第一に、天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が直ちに即位することとしております。この法律の施行の日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日としており、その政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ皇室会議の意見を聽かなければならぬこととしております。

第二に、退位した天皇は、上皇とし、上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、天皇又は皇族の例によることとしております。

第三に、上皇の后は、上皇后とし、上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によることとしております。

第四に、上皇及び上皇后の日常の費用等には内廷費を充てることとし、上皇に関する事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及

○理事補欠選任の件
○政府参考人の出席要求に関する件
○天皇の退位等に関する皇室典範特例法案(内閣提出、衆議院送付)

び上皇侍従次長を置くこととしております。

第五に、天皇の退位に伴い皇嗣となつた皇族に關しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によることとしております。また、当該皇族の皇族費は定額の三倍に増額することとし、当該皇族に関する事務を遂行するため、官内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫を置くこととしております。

第六に、皇室典範の附則に、皇室典範の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、皇室典範と一体を成すものである旨の規定を新設することとしております。

このほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であり、平成二十九年三月十七日の「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめに基づいたものとなつております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○愛知治郎君 自由民主党の愛知治郎です。

自由民主党・こころを代表し、ただいま議題となりました天皇の退位等に関する皇室典範特例法案について質問をいたします。

御承知のとおり、本法案につきましては、国民を代表する国会において、その総意を見出すべく、衆参正副議長を中心各政党各会派で議論を重ねてきたところであります。改めまして、正副議長の御尽力に感謝申し上げるとともに、各政党各会派の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは、以下、本法案の基本的な事項を中心にお政府の見解をお伺いしたいと存じます。

まず、本法案に関する議論の背景について確認

したいと存じます。

今上陛下は、即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為はもちろんのこと、全国各地への御訪問、被災地へのお見舞いを始めとする公的行為に積極的に取り組んでこられました。

思い起こせば、平成三年七月、陛下は、雲仙・普賢岳噴火で被災した長崎県島原市の避難所を御訪問され、床に膝をつき、避難されている方々に目線を合わせ、お声を掛けておられました。陛下の心からのお見舞いがどれほど励ましになつたことだろうと思います。また、六年前の東日本大震災の被災地にも、私の地元宮城県を含めて、ほぼ毎年足をお運びいただいております。直近では、昨年、九割近い建物が被災した女川町で、かさ上げした土地にできた商店街を御訪問されました。

被災地で暮らす私たちが陛下の御活動によつてどうぞ、勇気付けられてきたか分かりません。そして、被災した方々に心を寄せられる陛下のお姿を拝見した国民も、改めて被災した方々のために何ができるのかという思いを新たにいたしました。

このように、今回の法案に関する議論の背景は、天皇陛下が長年象徴としての公的な御活動を大切にされている一方、御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことが困難となることを深く察しておられること、これに対し、国民も御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されておられる天皇陛下を深く敬愛し、このお気持ちを理解し、これに共感していることにあると考えております。

このことから、今回の法案には、天皇陛下の退位に至る事情等として三点を盛り込むべきと考えてまいりました。一つ目は、象徴天皇としての御活動への陛下の御精励、御活動を自ら続けられることが困難となることへの御心労、二つ目は、国民の陛下への深い敬愛と御心労に対する理解と共に感、三つ目は、皇太子殿下が、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期間にわたり精勤されておられるという現状であります。

そこで、確認としまして、本法案は、このよう

な状況に鑑み、検討、提出されたものと理解しておりますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、特例法に、今上天皇の退位に至る事情として、「象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛」、「今上天皇・皇太子の現況等」、「退位に関する国民の理解と共感」を盛り込むこととされております。

政府としては、この議論の取りまとめを厳肅に受け止め、その内容を忠実に反映させて法案を立案したものであります。

天皇陛下の退位に至る事情については、この法案の第一条の趣旨規定において定めております。○愛知治郎君 次に、特例法による対応等について質問をいたします。

天皇陛下の退位に關しては、特例法による対応とすべきか、恒久的な制度とすべきかについて議論がございました。仮に、将来全ての天皇を対象にするということになれば、将来を予見した要件の設定が必要になります。しかし、天皇の意思を要件とすると、憲法第四条の「国政に関する権能を有しない」という規定に反するのではないかという疑義が生じてしまします。

年齢要件は非常に幅広い概念で、例えば法律によつては高齢者とみなす年齢も様々である上に、個人差も大きいので、一律に決めるることは困難となります。また、職務遂行能力を要件にすると、憲法第二条が規定する世襲制との整合が取れないといふことになってしまいます。

他方、こうした問題が生じない漠然かつ抽象的な要件を置くと、将来において制度が恣意的に使われるのではないかといった懸念が生じてしまります。つまり、将来の全ての天皇を対象とする方法では、これまで述べてきた課題の克服や適切な要件の設定が極めて困難であると考えざるを得ません。

一方で、一代限りの特例法とした場合には、将来、退位が検討される場合でも、今回のように

時々の背景を勘案し、国民の受け止め方を踏まえて、その都度、退位の是非を国会において判断することができます。また、抽象的な要件の設定による恣意的な退位を避けることも可能となります。

このように、特例法を用いることは将来の天皇の退位を否定するという趣旨ではなく、今回は今上陛下一代限りについて議論をさせていただき、退位を議論することとなつた際には、今回の特例法が先例となることも否定されないとということであります。この点については衆議院でも確認されたものと受け止めております。

さらに、質問の冒頭でも触ましたが、本法案では、憲法において国民の総意に基づくとされる天皇の地位を踏まえて、国民を代表する国会が主体的に取り組む必要があるとの認識の下、各党各会派が衆参正副議長を中心に胸襟を開き真摯な議論を重ねて立法府の総意の形成を目指すという手法が取られました。政府もこの国会の議論の取りまとめを厳肅に受け止め、その内容を忠実に反映させて法案を立案しました。

このプロセスについても、特例法という法形式同様、将来の先例になり得るものと考えておりまます。この点をしっかりと確認させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、「国権の最高機關たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に關する国民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができる」となつた一方、これが先例となつて、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものと考える」ものとされております。

政府としても、この議論の取りまとめを厳肅に受け止め、その内容を忠実に反映させて法案を立案をしたものであり、この法案は天皇陛下の退

位を実現するものではあります、この法案の作成に至るプロセスやその中で整理された基本的な考え方については将来の先例となり得るものである、このように考えています。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

次に、今回の法案の名称について質問をいたします。

今回の特例法では、「天皇の退位等」とされております。本来は譲位とすべきではないかという国民の声も聞かれますが、退位とした理由を伺いたいと存じます。

○国務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取

りまとめにおいては、「今上天皇が退位すること

ができるよう立法措置を講ずること」とされ

れ、法案の名称についても天皇の退位等に関する

皇室典範特例法と明示されております。

また、今回の皇位の継承は、天皇陛下がその意

思により皇位を譲るというものではなく、この特

例法の直接の効果として行われるものであります。

以上を踏まえると、政府としても、このことを的確に表す用語としては譲位ではなく退位という用語が適切である、このように考えております。

○愛知治郎君 続いて、本法案と皇室典範との関

係について伺います。

憲法第二条は、皇位の継承を「国会の議決した

皇室典範の定めるところにより」と規定してお

ります。この規定は、国会の議決したルールに沿つていれば皇位の継承は可能であると述べたものであり、現行憲法下では、皇室典範に他の法律

の法律を国会で議決することで足りると考えてお

ります。

そこで、本法案の第一条で皇室典範第四条の規定の特例と明記し、典範自体の附則で特例法が典範と一体であるとの規定を新設した理由について伺いたいと存じます。

○國務大臣(菅義偉君) 退位後の天皇のお立場等

の在り方については、我が国の皇室の制度が長い

歴史と伝統を有することを十分に踏まえること、

憲法における象徴としての天皇の地位に鑑み、國

民の理解と支持を得られるものとするこ

とを規定したものであり、一般的に、ある法律の特

例を別の法律で規定することは可能であることを

踏まえると、憲法第二条の皇室典範には現行の皇

室典範の特例を定める特例法も含み得る、このよ

うに考えます。一方で、憲法第二条の皇室典範は昭和二十二年法律第三号の皇室典範に限られると

いう意見があることも事実であります。

これらを踏まえ、衆参正副議長の議論の取りま

とめにおいては、憲法上の疑義が生ずることがな

いようすべきであるとの観點から、「皇室典範

の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置

いた上で、これに基づく退位の具体的措置等につ

いては、皇室典範の特例法であることを示す題名

の法律で規定するのがよい」とされているものと承知しております。

政府としては、この議論の取りまとめを厳粛に受け止めて、その内容を忠実に反映させ、第一条に

において、この法案が皇室典範第四条の規定の特

例として天皇陛下の退位を実現するものであるこ

とを明記するとともに、皇室典範の附則に一体を成すとの規定を新設をする、このことによって、

この法案と皇室典範との関係を明らかにしたものであります。

○愛知治郎君 次に、退位後のお立場等に関してお伺いをいたします。

本法案では、退位後の天皇陛下の新たな称号と

して上皇、天皇陛下と常に御活動と共にされてこ

られた皇后陛下の称号として上皇后、敬称について

お伺いをいたします。

○愛知治郎君 次に、退位後のお立場等に関してお

伺いをいたします。

本法案では、退位後の天皇陛下の新たな称号と

して上皇、天皇陛下と常に御活動と共にされてこ

られた皇后陛下の称号として上皇后、敬称について

お伺いをいたします。

○愛知治郎君 次に、退位後のお立場等に関してお

伺いをいたします。

本法案では、退位後の天皇陛下の新たな称号と

して上皇、天皇陛下と常に御活動と共にされてこ

られた皇后陛下の称号として上皇后、敬称について

お伺いをいたします。

○愛知治郎君 最後に、御公務の負担軽減についてお伺いをいたします。

今上陛下の御活動の推移を統計的に押見いたし

ますと、昭和天皇と比較して、国事行為には大き

な変化は見られませんが、公的行為については、被災地への御訪問や全国各地の社会福祉施設への

御訪問、戦没者への慰靈、各国首脳との御懇談など増加傾向にあります。

確かに、陛下の公務負担の軽減という観点から、公的行為の在り方を見直すべきとの意見もあります。しかし、天皇陛下が公的行為を通して國民に寄り添う姿は、國民にとって極めて大切な行為であり、大変有り難いものであります。まずは、何よりも今回の法案の成立とその後の陛下の退位に向けた準備に万全を期すべきであり、これに全力で取り組んでいくことが必要であります。

しかし、その上で、天皇が御高齢となられ御負担を軽くする必要が生じた場合や皇族数の減少などに備え、女性皇族の御結婚後の公務への参加などを含め、皇室全体を視野に入れた御公務、御活動の在り方という課題についてしっかりと検討を行なう必要があると思っております。

そこで、天皇陛下及び皇室の御公務の御負担の軽減等について将来的にどのように検討すべきとお考へか、お聞かせください。

○國務大臣(菅義偉君) 天皇陛下や皇族方の御年齢、皇族数の減少なども踏まえつつ、各御公務の趣旨、内容のほか、その意義や國民の期待など様々な事情を勘案をし、検討をしていくものと考えます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

静ひつな環境の中で議論が進み、各党各会派で一致した点を見出し、本法案審議に至つたことを感謝しつつ、本法案の速やかな成立を期待いたしまして、私の質問は終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○長浜博行君 民進党の長浜博行です。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法を審議する特別委員会において、諸先輩がおられる中、質問の機会をいたしましたことを光榮に存じてお

ります。また同時に、本法案が成立、施行されま

すと、江戸時代後期に退位された光格天皇以来、二百年ぶりに天皇の退位及び皇嗣の即位が実現されことに歴史的な意義を感じております。

先日の衆議院での質疑を通して、民進党としての本法案の位置付けと今後の運用に関しまして、「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」との整合性を中心確認がなされておりましたので、私は別の観点から質問をさせていただければと思つております。

まずは、当委員会に陪席いただいております参議院正副議長の御尽力に感謝を申し上げる次第でございます。前代未聞の、少なくとも私にはそう思われますが、衆参両院合同十党派の議長公邸で開催された会議で立法府の総意を取りまとめて、政府に対して法律案の立案を促したことは、国会の責任と使命を果たしたものと言えます。また、政府におかれましては、国民代表機関たる立法府の主体的な取組が必要であるとの認識を尊重していたとき、誠実に立案作業をいただいたことに敬意を表します。

官房長官は、法律案の概要説明の中で、この法律案は、「平成二十九年三月十七日の「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」に基づいたものとなつておられます。」と発言しておられます。

そこで、お聞きをいたしますが、政府は、私が参加した天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議をどのように存在として認識しておられたのでしょうか。また私は、天皇の退位は議員立法により法制化すべきと主張しておりましたが、この内閣提出法案は、そのプロセスを振り返るときに、立法府の発議による立法に近いと言えるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○國務大臣(菅義偉君) 今回、天皇の退位等に関する問題について、各政党各会派は、象徴天皇制を定める日本国憲法を基本として、国民代表機関たる立法府の主体的な取組が必要であるとの認識

で一致をされ、衆参正副議長による議論の取りまとめがなされたものと承知をしております。憲法第一條において、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とされることがあります。

その上で、この議論の取りまとめにおいては、意と感謝を申し上げるものであります。

「政府においては」「立法府の総意」を厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子を事前に各政党・各会派に説明しつつ、法律案の要綱が出来上がった段階において、当該要綱を「全体会議」に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出することを強く求める」とされたものであります。

政府としては、この議論の取りまとめを厳粛に受け止め、法案の立案過程において、政府への要請を確実に履行しつつ、その内容を忠実に反映させて法案を立案させていただきました。

○長浜博行君 憲法第二条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」とあります。

皇室典範は、昭和二十一年法律第三号という法律であり、憲法百条の規定により、憲法を施行するためには必要な法律として、憲法施行以前に、帝國議会、すなわち衆議院と貴族院で審議され、制定されました。施行は日本国憲法と同日です。

これまで、宮内府を宮内庁に改める字句改正は行われましたが、本格的な改正手続はなされておりません。

今回の法案附則第三条は、「皇室典範の一部を次のように改正する。」とし、「附則に次の一項を加える。この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」と記されています。

これは、先ほど申し上げました昭和二十四年の單なる字句改正とは異なり、皇室典範第四条、

「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」という条項とは異なる状況を現出する改正となることから、事実上、本質的な意味において七十年ぶりに、貴族院で作られた皇室典範が参議院において初めて改正された、もちろん衆議院の存在は言うまでもありませんが、と言えるのでしょうか。政府にお尋ねをいたします。

○國務大臣(菅義偉君) 皇室典範は、旧憲法下の帝国議会において成立をし、昭和二十二年に公布されて以後、昭和二十四年に行われた宮内府を宮内庁に改める法改正を除き、一度も改正をされていないものと承知しています。

今回の法案は、附則第三条の改正規定により、皇室典範の附則に、「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」との規定を置くものであります。

皇室典範の制定後、その改正は宮内府を宮内庁に改めるものしか存在をしないために、新たな規定を設ける内容の法改正は今回が初めてであります。

○長浜博行君 本法の施行期日に關してお尋ねいたします。

附則第一条第一項で、これを政令で定めるところでは、その第二項で、「前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聽かなければならない。」となつております。

皇室会議は、皇室典範に規定があり、議員十人で組織され、皇族お二方、衆参正副議長、内閣総理大臣、宮内府長官、最高裁判所長官、最高裁判事がメンバーです。議長は総理です。皇室会議は大変重要な役割を持つており、政政を置くあるいは廃止する、摂政となる順位の変更、さらには皇位繼承順位の変更を議決します。会議は、通常は議長が招集しますが、今述べました案件については四人以上の議員の要求があるときも招集されま

名、司法から二名、すなわち三権の長が参加されます。

私は、本法案立案前の過程で重要な役割を担われた国権の最高機関である立法府の四名及びあることを踏まえた御判断であり、その御尽力に敬意と感謝を申し上げるものであります。

その上で、この議論の取りまとめにおいては、意と感謝を申し上げるものであります。

法第一條において、「天皇は、日本国民の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とされることがあります。

そこで、お伺いしますが、本法案の場合、会議の招集はどのようになされるのでしようか。また、皇室典範の中には、皇室会議の議を経る、議によるとの条文がありますが、特例法の、意見を聴くとはどのような手続になるのでしょうか、お答えください。

○國務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、「退位の時期の決定手続における皇室会議の関与の在り方について、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得るよう努力する」、このようにされております。

政府としては、この議論の取りまとめを厳粛に受け止め、法律の施行日を政令で定めるに当たつては、国民生活や皇室の事情に関する高い識見を有する皇室会議の意見を聽かなければならぬことをこの法案に明記したものです。

政府としては、この議論の取りまとめを厳粛に受け止め、法律の施行日を政令で定めるに当たつては、国民生活や皇室の事情に関する高い識見を有する皇室会議の意見を聽かなければならぬことをこの法案に明記したものです。

なお、平成においては、平成二年の文仁親王殿下の御結婚や、平成五年の徳仁親王殿下の御結婚の際に、皇室典範第十条に基づき皇室会議が開催をされております。その際は、会議の議長たる内閣総理大臣から出席者に招集通知が送られ、当日は、宮内庁において約四十分弱の会議の後、議決がなされ、その内容は会議後に公表するという手続が取られました。

この度の皇室会議の開催に当たつては、その趣

旨にふさわしいものとなるよう、今後、適切に検討していきたいと思います。

○長浜博行君 申し上げるまでもないことでありますけれども、本法案は、成立しても施行がなければ退位は実現しません。政府におかれましては、諸事万端遗漏なきよう準備される時間が必要とは存じますが、附則第二条の規定もこれあり、国民生活への影響を考え、進捗状況を適宜情報公開しながら、可及的速やかに施行期日を決めるべきと考えますが、政府の御見解をお尋ねいたします。

○國務大臣(菅義偉君) 皇位継承事由を崩御に限定する現行の皇室典範は、制度上、退位を予定しておらず、天皇陛下の退位は今回の法案によって初めて実現されるものであります。したがって、退位に向けた各方面との調整は法案成立後に開始をすべきものと考えます。

その上で、天皇陛下の退位は憲政史上初めての事柄であり、退位に向けて準備が必要となる事項は、退位後の補佐組織の編成、退位後のお住まい、またこれらに伴う予算、退位に伴う元号の改正など多岐にわたることになるものと考えられ、これらは法案成立後に具体的な検討、準備が開始をされるものであることからすれば、これらの検討、準備にどれだけの期間が必要なのかを現時点においてお示しすることは困難だというふうに思っています。

また、退位日となる法律の施行日を定めるに当たつては、改元等による国民生活への影響等も考慮しなければならないと考えます。政府としては、これらの事情を踏まえ、法律上、退位日を意味する法律の施行日を政令で定めることとした上で、当該政令を定めるに当たり、国民生活や皇室の事情に関して高い識見を有する皇室会議の意見を聽かなければならないこととしたものであります。いずれにせよ、政府としては、宮内庁を中心としある所管省庁が十分に連携を取りつけて、その所管省庁が十分に連携を取りつけて、天皇陛下の円滑な退位が達成に検討を進め、天皇陛下の円滑な退位が達成に検討を進めます。

することなく実施されるよう最善を尽くしていくたいと思います。

○長浜博行君 次に、上皇陛下、上皇后陛下について伺います。

この法案の施行によって天皇陛下は退位され、退位後は上皇陛下とお呼びすることになつております。上皇といふ称号を検討するに当たつては、象徴や権威の二重性を回避する観点もあつたと伺っておりますが、象徴や権威の二重性の問題は、上皇陛下が退位後にどのような御活動をされるかによるところも大きいと思います。

一方で、退位された後も上皇陛下のお元気なお姿を拝見したいと思つてゐる国民の皆様も数多くいらっしゃると思います。

そこで、お伺いします。上皇陛下及び上皇陛下と常に御活動を共にされてきた上皇后陛下の退位

後の御活動について、政府としてどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 宮内庁からは、陛下が象徴としてなされてきたその行為については、基本

的に全て新天皇にお譲りになられるものと理解をしていくとの見解が示されており、このような整理が適切であると考えます。

その上で、上皇、上皇后としての御活動については、宮内庁において新たなお立場を踏まえて十分な検討を行い、個別に御相談申し上げながら決めていくことになると、このように考えております。

また、退位日となる法律の施行日を定めるに当たつては、改元等による国民生活への影響等も考慮しなければならないと考えます。

政府としては、これらの事情を踏まえ、法律上、退位日を意味する法律の施行日を政令で定めることとした上で、当該政令を定めるに当たり、

国民生活や皇室の事情に関して高い識見を有する皇室会議の意見を聽かなければならないこととしたものであります。

いざれにせよ、政府としては、宮内庁を中心としある所管省庁が十分に連携を取りつけて、天皇陛下の円滑な退位が達成に検討を進めます。

宮内庁は、平成二十五年十一月十四日、天皇皇太子の御意向を踏まえ、今後の御陵及び御喪

儀の在り方について検討の概要を発表しました。そこに記されているとおり、誠に恐れ多く、また重い課題であつたと思われます。また、「本検討は皇室の行事である御喪儀について行つたものであります。その上で、この取りまとめの趣旨、内容が国民に広く伝わることを願うとともに、将来の国民に、この取りまとめに沿つた御陵及び御喪儀の姿を通じて、平成という時代が、そしてその時代を国民と共に歩まれていらっしゃる天皇皇后両陛下のお心、お姿が正しく伝わっていくことを願つておる」と結ばれています。

さらに、同日、宮内記者会からの質問に対する回答として宮内庁が発表したこの件についての天皇皇后両陛下のお気持ちの中で、「極力国民生活への影響の少ないものとすることが望ましいのではないか、とのお気持ちをお持ちであった」と述べられています。

本法案の本則第三条第二項について伺います。

天皇皇后両陛下のこのようなお気持ちを、上皇、上皇后になられた後、政府としてはどのように対応されるのか、お尋ねいたします。

○國務大臣(菅義偉君) 上皇が崩じた際の大喪の在り方については、昭和天皇の大喪の礼の具體的な内容が閣議決定等で定められている、こう

したことによりて、国民の意識や社会情勢を含め、その時々の様々な事情を総合的に勘案し、適切に検討してまいりたいと思います。

また、殯宮・候院など、皇室行事として行われる儀式の在り方については、宮内庁において、皇室の方々とよく御相談申し上げながら検討していくべきものと考えます。

○長浜博行君 最後に、安定的な皇位継承を確保するための方策について申し上げます。

衆議院での質疑において、官房長官から、平成二十四年十月に当時の野田内閣において取りまとめた皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏

みました。天皇皇后両陛下の御健康と皇室のいやさかを心から祈念を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

皇族の婚姻による皇籍離脱の問題の対応策として、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持するこ

とを可能とする場合において、配偶者及び子に皇族としての身分を付与する案と付与しない案、女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援してい

ます。それが、今回政府が設置された天皇の公務の負担軽減等に關する有識者会議の仕事を数年前に行つてい

たことを前提としたものであります。これは言わば、今回政府が設置された天皇の公務の負担軽減等に關する有識者会議の仕事を数年前に行つてい

たことを意味します。しかし、残念ながらその後の議論は進んでおりません。

この度の正副議長の取りまとめでは、「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等についでは、政府において、今般の「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」の施行後速やかに検討すべきとの点において各政党・各会派の共通認識に至つていた」と明確に述べています。すなわち、次元の違う本質的な問題提起が立法府によつてなされているわけであります。

しかし、このことも、今から十二年前、内廷皇族であられた清子内親王殿下の御成婚の年であります。首相官邸のホームページから閲覧が可能ですが、平成十七年十一月二十四日の小泉内閣によつてなされています。

よる皇室典範に關する有識者会議報告書が存在します。首相官邸のホームページから閲覧が可能ですが、報告書には「当会議の結論が、広く国民に受け入れられ、皇位の安定的な継承に寄与することを願つてやまない」と記されており、安倍首

相が内閣官房長官時代にまとめられたものであります。一人でも多くの方が目を通していただき、特にその結びには、明確に皇位の安定継承に

ます。関しての方向性と実現に向けての強い決意が示されています。

理の御奮闘を願つてやみません。

天皇皇后両陛下の御健康と皇室のいやさかを心から祈念を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

私自身、今年の一月から八回にわたりまして行われました全体会議にも臨ませていただきました。各党各会派の意見を取りまとめていただきました。衆参の正副議長の皆様、そして各党各会派の皆様、さらには政府関係者や有識者会議の皆様方に心から感謝を申し上げます。

天皇陛下の退位に関する議論の契機は、言うまでもなく、昨年八月八日の天皇陛下のお言葉にござります。言葉を選ばれながらも大変率直にお気持ちが述べられておられ、私自身何度も読み返し、大変深く感銘を受けました。日本国憲法の第一条には、天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくと、こう書いてございます。天皇陛下は、主権の存する国民にお言葉として問い合わせされました。

国民の皆様がそれをどう受け止めたのか。全国の代表から成る衆参の国会において、国民の総意を見付け出すために、今年一月より八回にわたり、十の会派に個別に意見を聴取し、時に全体会議を開催されました。三月には、衆参の正副議長の下、議論の取りまとめが了承され、政府に立法を要請、国会への提出前にはその骨子案を各党各会派に説明しつつ、再び全体会議に提示をされてから五月十九日に閣議決定をされ、国会に提出をされたわけであります。

この度の特例法の立法に当たっては、皇室会議の議員であられます衆参の正副議長を中心として、静かな環境の下で進めるために、各党各会派から個別に意見を聴取し、時に全体会議を開催すること八回、立法府における議論を取りまとめて、官房長官のお考へをお聞きいたしました。○國務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取組とめにおいては、「國權の最高機關たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の要件を定める必要があります。しかしながら、将来の政治・社会情勢、また国民の意識等は変化し得るものであることを踏まえれば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定める」とされております。

政府としても、この議論の取りまとめを厳粛に受け止め、その内容を忠実に反映させた法案を立案したものであり、この法案は天皇陛下の退位を実現するものではありますが、この法案の作成に至るプロセスやその中で整理をされた基本的な考え方については将来の先例となり得る、このようになります。

○西田実仁君 昨年の陛下のお言葉を発せられて以降実施されました主な報道機関による世論調査では、大抵、六割以上の国民の皆様は、退位について、今の天皇陛下だけに認める特例法ではなく、今後の全ての天皇に認める制度改正を望んでおられる姿がございました。しかし、今回の法改正においては、皇室典範の特例法という形を取れども、他方で、現代の高齢社会にあり天皇陛下の御負担の軽減には退位はやむを得ないという考えに至ったわけであります。

天皇制度の安定的な維持を図るために、あくまで天皇の終身在位という基本は維持されるべきですけれども、おそれのない退位については国民合意の上で許容されるものと考えたわけであります。そして、陛下のお言葉を受け、国民の多くは退位はやむを得ないと受け止められています。そうしたことから、各会派との議論では、退位を認めるということです一致をしたわけであります。

そこで、退位の検討では、さきの世論調査の結果にもありますように、今上陛下一代限りの退位のおそれ、第二に退位が強制される懸念、そして第三に恣意的な退位の可能性など、天皇の地位の安定に影響を及ぼすおそれを排除するためとされております。

退位を認めるべきではないといふ立場からは、公務の負担軽減等を更に進めていけば退位は必要ではないとする意見も一部ございましたが、しかし、公務の縮小はこれまでにも相当なされており、これ以上の負担の軽減には限界があるのではないか。また、憲法が定めます臨時代行あることは、天皇の國政関与の禁止に反する疑いが生じます。

そこで、政府にお伺いいたしますが、天皇陛下の退位をお認めをするにしても、将来の全ての天皇の行為には、この公的行為のほかに国事行為、そして私的行為がござります。

公的行為は、被災地の視察や戦没者の慰靈など天皇陛下の意思に基づく行為で、国民とじかに触れ合う活動が多く含まれております。公的行為は、憲法上の明文の根拠はありませんが、その時代の天皇の思いが国民の期待とも相まって形作られておりまして、国民と共に象徴天皇の重要な行為となつてございます。

公的行為は、天皇の象徴としての地位に基づく行為であつて、天皇以外の方が事実上代行しても象徴としての行為とはなりません。したがつて、天皇陛下の御負担の軽減には退位はやむを得ないという考えに至つたわけであります。

天皇制度の安定的な維持を図るために、あくまで天皇の終身在位という基本は維持されるべきですけれども、他方で、現代の高齢社会にあり天皇陛下の御負担の軽減には退位はやむを得ないという考えに至つたわけであります。

○西田実仁君 一代限りの特例法とするにとりまして、国会において、その時代の国民の意識、社会状況、天皇の年齢や皇位継承者の年齢、皇室の状況などを踏まえ、法律案として慎重に審議することが望ましいといつわけであります。ただし、特例法とはいえ、重要な先例となりますが、将来のこととも視野に入れた法整備をしなければならず、今上陛下の退位を認める事情等を立法事実として法文上に明らかにする必要があると指摘をいたしました。

すなわち、特例法第一条には、退位に至る事情として、天皇陛下が、八十三歳と御高齢になられ、今後、国事行為のほか、象徴としての公的な御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く察じておられるところ、国民は、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これと共に感していふこと、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精励されておられることがあります。

そこで、政府にお聞きをいたします。

特例法第一条の退位に至る御事情は、将来、退位が問題になつたときの重要な先例になると見えますか、今上天皇の御年齢と今後の活動が困難とな

ることを案じておられる」と、国民の理解と共に感、皇太子殿下の御年齢とこれまでの活動状況は退位を判断する際の要素となり得るのか、また附則では、退位日に当たる法施行日を決める際には首相が皇室会議の意見を聞くように定めております、これも併せて将来の退位において参照される規範となるかどうか、お聞きをいたします。

○國務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、特例法に、今上天皇の退位に至る事情として、「象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛」、「今上天皇・皇太子の現況等」、「退位に関する国民の理解と共感」を盛り込むこととし、「今上天皇の退位の時期の決定手続における皇室会議の関与の在り方については、国會における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得るよう努力するもの」とされております。

また、この議論の取りまとめにおいては、このような法形式を取ることにより、「國權の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができる」となる一方、これが先例となつて、将来的天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものと考える」とされております。

政府としても、この議論の取りまとめを厳肅に受け止めて、その内容を忠実に反映させた法案を立案したものであります。

お尋ねの本特例法第一条の趣旨規定や附則第一二項の皇室会議からの意見聴取の規定も含め、この法案の作成に至るプロセスやその中で整理された基本的な考え方については将来の先例となり得るものと考えます。

○西田実仁君 今回の特例法では、皇室典範の附則に、特例法が皇室典範と一緒に成るものであるという規定を盛り込むよう求めております。

皇室典範という名前の法律に退位を規定しない

と憲法違反になるのではないかという意見が一部ございました。しかし、明治憲法下での皇室典範と日本国憲法下での皇室典範は根本的に性格が異なります。明治憲法下での皇室典範は、天皇陛下自らが定めるものであり、議会の関与はございません。これに対しまして日本国憲法下での皇室典範は、国会の議決した皇室典範となつております。すなわち、日本国憲法下での皇室典範は一般的の法律と同様であり、皇位継承については議会で決めていくと書かれているわけであります。しかし、それでも憲法上の疑義が生じる懸念を排除するため、念のため、附則第三条の規定、すなわち、本特例法と皇室典範は一体のものであるとの規定を設けたわけであります。

そこで、法制局長官にお聞きをいたします。

天皇の退位を特例法で定めたからといって憲法第二条に違反するとは考えませんが、憲法上の疑義が生じてはいけないので念のため附則第三条の規定を設けたと考えます。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 憲法第二条は、皇位は世襲のものとするほかは、皇位の継承に係る事項については国会の議決した皇室典範、すなわち法律で適切に定めるべきであるということを定めているものと理解しております。

若干敷衍して申し上げますと、まず、一般に上位の法令において下位の法令の固有の名称を規定することはできないことから、憲法に規定されている皇室典範が特定の法律を指すものではないと考えられます。

将来の皇位継承資格者はなるべく早い時期に確定しておくことが望ましいと言われます。なぜかなら、国民が将来の天皇として幼少時から期待を込めてその成長を見守ることができると、また御育養の方針も早い段階で定めが必要となるからだと思われます。安定的な皇位継承の課題は、先延ばしができない重要な課題であります。

そこで、政府にお聞きをいたします。

○西田実仁君 現在、皇族の十八方、うち、今後婚姻による皇族の身分を離れる可能性がある女性皇族は七方、皇族男子は四方であります。悠仁親王殿下の世代はお一方のみであります。安定的な皇位の継承をどう確保していくのか、皇族制度をどう維持していくのか、女性宮家の問題も含め、しっかりと議論を進めていく必要があります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

日本共産党は、天皇の退位の問題について、これは政治の責任で国民的な議論を進めることができます。その議論の根本に据えるべきは日本国憲法であります。憲法の根本精神は、個人の尊厳の尊重です。個人の尊厳といふ精神に照らせば、一人の方にどんなに高齢になつても仕事を続けることを求めるという今の在り方は見直す必要があると考えます。

したがつて、今回、政治の責任で天皇の退位を立法化することには日本共産党は賛成であります。

立法に当たっては、現行憲法の象徴たる天皇の退位を初めて立法化するものであり、憲法第一条は、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。」としており、広く国民的議論を踏まえたものにする必要があります。さらに、憲法第四条は、天皇は、この憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する権能を有しないとしています。退位の立法は、こうした憲法の規

廢止し、皇室に関する事項についても憲法の下の法律によつて規定すべきものに改めたものでござります。憲法第二条及び第五条は、そのような沿革により、従前の皇室典範において規定されていましたが、このままでは、皇室典範、すなわち法律で規定すべきものとなつたということを明らかにしているものと考えられるところでございます。

その上で、一般にある法律の特例、特則を別の法律で規定するということは法制上可能であるところから、同条に規定する皇室典範には、皇室典範、昭和二十二年法律第三号のみならず、その特例、特則を定める別法もこれに含み得ると考えられるところでございます。

したがつて、法制上、本特例法は現行の皇室典範と一体のもの、一体を成すものとして憲法第二条に言う皇室典範に含まれるものでございます。

したがつて、法制上、本特例法は現行の皇室典範と一体のもの、一体を成すものとして憲法第二条の皇室典範の附則第四項は、その旨を明記して確認するものであります。

○西田実仁君 終わります。ありがとうございました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

日本共産党は、天皇の退位の問題について、これは政治の責任で国民的な議論を進めることができます。その議論の根本に据えるべきは日本国憲法であります。憲法の根本精神は、個人の尊嚴の尊重です。個人の尊嚴といふ精神に照らせば、一人の方にどんなに高齢になつても仕事を続けることを求めるという今の在り方は見直す必要があると考えます。

したがつて、今回、政治の責任で天皇の退位を立法化することには日本共産党は賛成であります。

立法に当たっては、現行憲法の象徴たる天皇の退位を初めて立法化するものであり、憲法第一条は、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。」としており、広く国民的議論を踏まえたものにする必要があります。さらには、憲法第四条は、天皇は、この憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する権能を有しないとしています。退位の立法は、こうした憲法の規

定に適合するものでなければなりません。こうした見地から質問をいたします。まず、今回立法の根拠であります。

六月一日の衆議院議院運営委員会において菅官房長官は、「政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。」と述べました。さらに、「昨年八月の天皇陛下のお言葉を今回の立法の直接の端緒として位置づけた場合には、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項に違反するおそれがある」、「そのような疑惑が生じないよう、趣旨規定の中でお言葉という文言を使用しないこととした」と述べておられます。

一方で、今回の法案の第一条にはこう書かれています。御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となること深く察しておられる。これは、昨年八月のいわゆるお言葉の内容であります。これを示した上で、國民がこの天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していることを立法理由としているわけです。

本法案は、お言葉という文言こそ使っていないものの、間接的ではあっても天皇の意思を盛り込むことになっております。これでは、事实上天皇の意思を退位の要件とすることになるのではないだろうか、あるいは、昨年八月の天皇のお言葉を立法の直接の端緒として位置付けたことになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 昨年八月の天皇のお言葉は、これまでの御活動を天皇として自ら続けていくことが困難となるというお気持ちを國民に向けて発せられたものであり、退位の意向を示されたものではなく、天皇の政治的権能の行使には当たらないと考えています。

また、國民がこの天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感しているという現状は、この天皇陛下のお気持ちに対する國民の受け止めであり、

天皇陛下のお言葉と直接関係するものではありません。せん。

加えて、政府としては、國民的な議論が高まつたことを踏まえ、予断を持つことなく検討を開始し、衆参正副議長による議論の取りまとめを受け、今回の法案を立案し、提出したものであります。

これらのこと踏まえば、憲法第四条第一項に違反するものとは考えておらず、また、この法案の趣旨規定の中で天皇陛下のお気持ちや國民の受け止めという現状を記載することについて、憲法上の問題はないものと考えます。

○小池晃君 今の答弁は、國民がお気持ちを理解し、共感している現状というのは天皇のお言葉と直接関係するものではないという御答弁でした。これが政府の見解だということなわけですね。

それならば、高齢により活動を続けることが困難になることを深く察しているという天皇自身の懸念の内容を法律に盛り込むことは適切ではないのではないかというふうに考えるわけです。

憲法に適合するものとするためにも、やはりこ

こは、天皇退位を実現する理由は、天皇が高齢となつて活動を続けるのが困難となるであろうとい

う客観的な事実に基づいて、天皇の退位について國民が理解を示しているという事実に置くべきではないだろかと私どもは考えます。

それから、もう一つの問題点として指摘したいのが、本法案の第一条に、天皇が、「國事行為のほか、「象徴としての公的な御活動に精励してこられた」という記述があることであります。

日本共産党は、象徴としての公的活動、これはいわゆる天皇の公的行為ということになるんでしょうが、これを法律に書き込んでその全てを肯定するということには同意はできませんし、そもそも退位の法案に書き込む必要がないと考えるわけあります。

いわゆる天皇の公的行為については、その在り方や天皇の政治利用につながるのではないか、これまでの国会でも議論になつてまいりました。

九九〇年五月十七日の衆議院予算委員会で、當時

の盧泰愚韓国大統領来日に関する議論が行われた際に、天皇の公的行為について内閣法制局長官が行つた答弁があります。お示しをいただきたいと

思います。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の平成二年五月十七日の衆議院予算委員会において、當時の工藤内閣法制局長官は、天皇の公的行為について、「いわゆる天皇の公的行為」というのは、憲法に定める國事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものを行つた答弁がございました。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の答弁において、「天皇は、日本国民の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定されている、まさにそのことを言うものと理解されます。これに反するものであつてはならないということは、天皇の公的行為が、この憲法第一条の趣旨、すなわち主権者である国民の総意に基づく象徴としての立場と抵触する、これに反するようなものであつてはならないことと理解されます。

○小池晃君 二〇一〇年、中国の習近平氏の来日際、天皇との会見が行われたことが問題となり、当時野党の自民党が批判しております。政府を追及しております。

自民党的下村博文議員はこう述べられました。「天皇の公的行為について内閣が責任を負うということは、時の内閣あるいは党派の都合や政治判断で天皇を意のままに動かしていくということを意味するものではありません」、「我々は、明らかに今回のケースは政治利用だと考えています」と述べています。

こういう議論があつたことを官房長官は覚えておられると思うんですが、この下村議員の主張に同意されますか。

○國務大臣(菅義偉君) 当時の平野官房長官は、御指摘の下村委員の質問に対し、國政に関する友好親善を目的としたものであり、天皇の政治的影響を持つものが含まれてはならない、すなわち政治的影響を持つものが含まれてはならない

徴する性格に反するものであつてはならない、内閣が責任を負うものでなければならぬ」という考え方で、現在においても変わつていません。

二つ目に、公的行為は象徴たる性格に反するものではあつてはならないことがございましたが、これはどういう意味でしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 法制局にお聞きしますが、先ほどの答弁の中に三つの要件がありまして、その中で、

当時の政権の判断について私の立場からお答えすることは差し控えたいと思います。

○小池晃君 いや、私は、政権の判断を聞いたのに同意されますかとお聞きをしたんです。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにせよ、天皇の公的行為については、平成二十二年二月十八日に示した政府統一見解のとおり、各行事等の趣旨、内容のほか、天皇陛下が御臨席等をするとの意義や国民の期待など、様々な事情を勘案し、判断していくべきであること、内閣は天皇の公的行為が憲法の趣旨に従つて行われるよう配慮すべき責任を負つていることなどから、今後とも適切に対応することが必要であると考えています。

○小池晃君 ちょっとお答えいただけなかつたんですけどね。

今、もう先に次の話に行かれてしまつたんですが、この問題、当時、自民党の谷垣総裁は、「特に天皇の公的行為は裁量の余地があつて多様だから、天皇が政治的ないろいろなものに巻き込まれるようなことがないようにならなければ」という提言をされた。で、その二月十八日の政府統一見解ということになつたんですが、これ、今も、じゃ、現政権も同じ見解だということになるんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 平成二十二年一月二十一日の谷垣委員の発言を受けて、政府において天皇陛下の公的行為についての政府の統一見解を作成をし、そして二月十八日の衆議院予算委員会理事会に提出したものと承知しています。

その統一見解というのは、これまでの天皇の公的行為についての政府見解を踏まえ、天皇の公的行為については、各行事等の趣旨、内容のほか、天皇陛下が御臨席等をすることの意義や国民の期待など、様々な事情を勘案し、判断していくべきであること、内閣は天皇の公的行為が憲法の趣旨に従つて行われるよう配慮すべき責任を負つていること、こうしたものをお示しております。政府においては、この考え方を踏まえて適切に

判断していくべきものと考えています。

○小池晃君 時の政府が様々な事情を勘案し、判断して天皇の公的行為を決めると言いますが、それが政治利用にならない担保はあるんでしようか。

○国務大臣(菅義偉君) 今申し上げましたように内閣は天皇の公的行為が憲法の趣旨に沿つて行われるよう配慮すべき責任を負つていること、こうしたものをお申し上げたのであります。政府においては、この考え方を踏まえて適切に判断していきたいと思います。

○小池晃君 第二次安倍内閣の下でも天皇の政治利用は問題になりました。二〇一三年四月二十八日、政府主催の主権回復を記念する式典に天皇の出席を求めた。これは、一九五二年四月二十八日に発効したサンフランシスコ平和条約と日米安保条約によって、日本は形式的には独立国となりました。しかし、実質的にはアメリカへの従属国の地位に縛り付けられたというのが歴史の真実であります。また、沖縄にとっては、本土から切り離されて、アメリカ占領下に置かれた屈辱の日であり、その後の本土復帰運動の起点となつた日です。主権回復の日といふのは、歴史的事実とも異なると思います。

このような式典に天皇の出席を求めたことは、これは、自民党の下村議員が、時の内閣あるいは党派の都合や政治判断で天皇を動かす明らかな政治利用とおつしやつたことになるんじやないであります。また、サンフランシスコ平和条約の発効以来も一定期間、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄が我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史を忘れてはならず、苦難を耐え抜かれた先人の心情に思いを致し、沖縄の方々が抱える基地負担の軽減に取り組むとともに、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む我が国の未来を切り開いていく決意を新たにすることが重要であるというふうに考えたものでありますし、本式典については、このような式典の趣旨、内容のほか、天皇陛下が御臨席することの意義、国民の期待など、様々な事情を勘案して政府として天皇皇后両陛下に御臨席を賜ると判断したものであり、象徴としての天皇の性格に反するものではないと考えます。

○国務大臣(菅義偉君) 御指摘の式典は、サンフランシスコ平和条約の発効による我が国の完全な主権回復及び国際社会復帰六十年の節目を記念し、我が国における国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓を生かし、我が国の未来を切り開いていく決意を確固たるものとする趣旨で行つたものであります。

政府としては、このような趣旨で式典を挙行し、天皇皇后両陛下の御臨席を賜つたものであつて、その全てを肯定することにはこれはすべきであります。

り、政治利用には該当しないと考えます。

○小池晃君 私は、これは典型的な政治利用の一つだったというふうに思います。

これは、非常に極めて政治的な開催経緯があります。自民党的伝統と創造の会が中心となつて主権回復記念日制定議員連盟をつくつて運動して、野党時代の自民党方針に盛り込んで、政権復帰後に式典が行われた。沖縄では、当日、一万人以上の市民が集まつて抗議の声を上げたわけです。私は、このような式典を政府主催で開催することに国民的合意は存在しなかつたと思います。

国民の意見が割れていることが明らかな式典に天皇の出席を求めたところは、これは、天皇の政治利用であるだけではなく、先ほどの答弁にもございました、この公的行為のルールの中にあります。また、沖縄にとっては、本土から切り離され、その後の本土復帰運動の起点となつた日です。主権回復の日といふのは、歴史的事実とも異なると思います。

このように式典に天皇の出席を求めたことは、これは、自民党の下村議員が、時の内閣あるいは党派の都合や政治判断で天皇を動かす明らかな政

治利用とおつしやつたことになるんじやないであります。また、サンフランシスコ平和条約の発効以来も一定期間、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄が我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史を忘れてはならず、苦難を耐え抜かれた先人の心情に思いを致し、沖縄の方々が抱える基地負担の軽減に取り組むとともに、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む我が国の未来を切り開いていく決意を新たにすることが重要であるというふうに考えたものでありますし、本式典については、こ

のようないい、要するに、国民統合の象徴としての性格にも反することになるんじやないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 本式典に当たつては、沖縄がさきの大戦において悲惨な地上戦を経験をしましたこと、また、サンフランシスコ平和条約の発効以来も一定期間、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄が我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史を忘れてはならず、苦難を耐え抜かれた先人の心情に思いを致し、沖縄の方々が抱える基地負担の軽減に取り組むとともに、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む我が国の未来を切り開いていく決意を新たにすることが重要であるというふうに考えたものでありますし、本式典については、こ

のようないい、要するに、国民統合の象徴としての性格にも反することになるんじやないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 天皇の制度の検討に当たっては、憲法第一条において、「天皇は、日本國の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」とされてることを踏まえれば、国民の理解と支持を得られることが必要であると考えます。

○国務大臣(菅義偉君) 天皇の制度の検討に当たっては、憲法第一条において、「天皇は、日本國の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」とされてることを踏まえれば、国民の理

解と支持を得られることが必要であると考えます。

○国務大臣(菅義偉君) 今回の天皇の退位等に関する問題についても、

このようないい、このような観点から衆参正副議長による議論の取りまとめが執り行わられた、このようになされま

す。

○片山虎之助君 日本維新の会の片山虎之助であります。党を代表して質問させていただきたい

と思います。

○小池晃君 今のお話には沖縄の人々は決して納得しないだろうと私は思います。

このようないい、このような天皇の政治利用が繰り返されてきた

から、私どもは、公的行為を退位法案に書き込ん

が、大変異例で、よく言えば画期的なんですね。

はないといふことを重ねて申し上げたいといふふうに思います。

最後に、議論の進め方です。

日本国憲法第二条は、「皇位は、世襲のものであります。自民党的伝統と創造の会が中心となつて主権回復記念日制定議員連盟をつくつて運動して、野党時代の自民党方針に盛り込んで、政権復帰後に式典が行われた。沖縄では、当日、一万人以上の市民が集まつて抗議の声を上げたわけです。私は、

このようないい、要するに、国民統合の象徴としての性格にも反することになるんじやないでしょうか。

私は、そうであるならば、これは日本国憲法の下での天皇の制度というのではなく、やはり戦前の天皇の政治利用であるだけではなく、先ほどの答弁にもございました、この公的行為のルールの中にあります。また、沖縄にとっては、本土から切り離され、その後の本土復帰運動の起点となつた日です。主権回復の日といふのは、歴史的事実とも異なると思います。

このようないい、要するに、国民統合の象徴としての性格にも反することになるんじやないでしょうか。

私は、そうであるならば、これは日本国憲法の下での天皇の制度というのではなく、やはり戦前の天皇の政治利用であるだけではなく、先ほどの答弁にもございました、この公的行為のルールの中にあります。また、沖縄にとっては、本土から切り離され、その後の本土復帰運動の起点となつた日です。主権回復の日といふのは、歴史的事実とも異なると思います。

【参議院】

今日は参議院の正副議長さん御出席ですけれども、衆参の正副議長さんが立法府の総意を取りまとめるといつて先頭に立たれた、何回も会議やりましたよね。一方、内閣の方は有識者会議で、そこでいろいろ議論して最終報告を踏まえたと。

そういうことで、両方ががちやんこになつてこの法律ができたので、最近コラボレーションというのがはやっていますけれども、珍しいですね、内閣と国会のコラボレーション。これについて、私の経験では初めてなんです、官房長官、御感想があれば。

○国務大臣(菅義偉君) 私ども政府にとっても極めて異例のことだというふうに思います。

しかし、天皇陛下の存在のことを考えたときに、両院の議長、副議長に立法府の意見を取りまとめていただきたいということは大変に有り難いことであり、そうした立法府に取りまとめをいただきたいものを私ども政府として真摯に受け止めさせていただけ、今回こうした成案を得ることができただといふ意味合いで、心から感謝を申し上げたいと思うものであります。

○片山虎之助君 我が党の意見もほぼ満額回答でこの間入れていただきましたし、本当に正副議長さん頑張つていただいたので、正副議長さんを含めまして全ての関係者の皆さんに敬意と感謝をさげたいと、こういうふうに思っています。

我が国の天皇制度は、もう言うまでもないですが、長い歴史の中で、生前终身在位ですよね、世襲ですよ。それから男系ですよね。これが長い歴史の中で定着して、国民も支持してきたんですね。だから、退位というのがないんですよ、そういう憲法の中にも。

ところが、今上天皇が本当によく頑張つてこちらが、誠心誠意國民のために頑張つてこられたと思いますよ。それがやっぱり御高齢で事情が変わってきた。そのお気持ちを國民が受けて、その気持ちに沿いたいと、これが大きい世論になつたんですね。しかも、御高齢ですから急がにやいかぬと。こういうのが今回の特例法になつたと私

は認識しているんですけど、官房長官、それでよろしくどうぞいますか。

○国務大臣(菅義偉君) 衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国民代表機関たる立法府の主張的な取組が必要であるとの認識の下に、真摯に議論を重ねた結果、退位を認めることについて、広く国民の理解が得られており、今上天皇が退位することができるよう立法措置を講ずることは各政党各会派の共通認識である、退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律で規定をする方がいい、このようにされております。

政府においては、この議論の取りまとめを受け止めて、その内容を忠実に反映させ、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したといふことです。

○片山虎之助君 これはあくまでも特例であり、

一代限りなんですね。原則は、天皇制度の原則は終身在位なんですね。だから今回は、だから特例といふのはまさにその例外である、一代限りであるという認識で。後でまとめて答えていただければいいんです。

それから、もう一つは、天皇の御意向は表明されていらない、天皇の意思是表明されていないといふことなんですね。天皇のお気持ちを國民が察して、それが大きい世論になつた、それがこの立法法の、ここまで来たと、こういふふうに考えてよろしくうございます。

○国務大臣(菅義偉君) 今の天皇陛下の特例の話、そして國民の皆さんがあなき気持ちを理解をするそういう中でこの法案を提出になつたといふことは、全くそのとおりであります。

○片山虎之助君 そこで、今日の答弁でも官房長官何度も繰り返していますが、したがつて、一代ごとに、そのたびごとに、國民の意思を國民の代表である国会で法律を作ることによって承認していく。それは特例法ですね。それが、天皇の地位は國民の総意に基づくと、こういう憲法の規定にも合致すると、これが政府のお考えですね。

○国務大臣(菅義偉君) 今回、この議論の取りま

とめにおいては、特例法に、今上天皇の退位に至る事情として、「象徴天皇としての御活動と國民からの敬愛」、「今上天皇・皇太子の現況等」、「退位に関する國民の理解と共感」を盛り込むこととし、このような法形式を取ることによつて、「國權の最高機關たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する議論を重ねた結果、退位を認める」ということが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けられることがあります。

そして、政府としては、この議論の取りまとめを厳肅に受け止めて、その内容を忠実に反映をし、今回この特例法案を立案したものであります。私は、先例かどうかと大分議論があるのは特別にあるかどうかか、特例法を作るかどうか。今は非常にスムーズに行きましたよね。こういうことになるんですか、今後は、これ以外のケースがあるんですか。

どういふ場合に、これは特例にして、特例法を作つて退位をお認めしようかと、これは具合が悪いこと、これは結構だと。天皇陛下は御意思を言わされないんだから。言われると、これは憲法四条の問題が出てくる。どういふ判断ですか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、この議論の取りまとめにおいては、國權の最高機關たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する國民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができる。その一方において、今回の方が先例となつて、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得ると、このように考えるものであるとしております。

○片山虎之助君 まあ、余りぎりぎりせずに行きたいと思うんですが、この先例論は実は私が一番最初に言い出したと自分では思つてゐるので、

年の一月八日にNHKの日曜討論で、各党の代表

が出てその年の抱負みたいなことを言つた中でこの問題が出て、私は、特例法を作つたら必ず先例になると、先例にすべきだと言つたんですね。そういうことを申し上げたんです。

それが、まあいろんな経緯があつて、いろんな議論があつて、三月の初めに、四人の正副議長さんで取りまとめの中に、先例として機能すると入りましたよね。それから、政府答弁で、官房長官以下政府の皆さん、先例になると。先例になると、一度作れば、また、先例にすべきなんですよ。作つたら、

ただ、そこで難しいのは、今言つたような事情なんですよ。今のこの法律では全部先例になりますよ。私は、先例かどうかと大分議論があるのは例えば一条の趣旨のところかと思つたら、衆議院の議論で、一条も先例だと、そういう趣旨の答弁を官房長官されましたよね。だから、それは先例になるんですよ。天皇陛下が御高齢で八十三歳ですよ、皇太子様が五十七歳、國民は敬愛しているんですよ。私は、先例かどうかと大分議論があるのは例えば一条の趣旨のところかと思つたら、衆議院の議論で、一条も先例だと、そういう趣旨の答弁を官房長官されましたよね。だから、それは先例になるんですよ。天皇陛下が御高齢で八十三歳ですよ、皇太子様が五十七歳、國民は敬愛しているんですよ。私は、先例かどうかと大分議論があるのは

まあ、余りぎりぎりせずに行きたいと思うんですが、この先例論は実は私が一番最初に言い出したと自分では思つてゐるので、

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど来申し上げていま

すけれども、「國權の最高機關たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、

退位の是非に関する国民の受け止め方を踏まえて判断する」、このようになされましたことを今回忠実に反映させたということです。

○片山虎之助君 官房長官、この法律が成立して、施行もせなきやいけません、ちょっと先だけれども。しかし、その後、時間を掛けてこの問題を本格的に議論されたらどうですか。だから、特例法、今後生まれてくるだらう特例法も含めて、

あるいは皇室典範を含めて、皇位の繼承の安定性をどうするかということの少し長い目での議論を私はする必要があるんじやなかろうかと、こう思いますけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(菅義偉君) 政府としては、今回、衆参両院の正副議長の議論の取りまとめを厳肅に受け止めて、今回その内容を忠実に反映をさせて天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案し形式について議論することは考えてはおりません。

○片山虎之助君 今日は予算委員会じゃありませんからぎりぎり言いませんけれども、検討課題で頭に入れておいていただいたらいいと思います。

そこで、これから諸準備をやつていただく、スケジュールを決めていただくということなんですがれども、施行まで三年というの長いことは長いですね。しかし、初めてのことなんだから、おまえらそう言つても簡単にいくかという、それもよく分かります。是非万全を期していただきたいんですが、いかがでござりますか、諸準備。

○國務大臣(菅義偉君) 皇位継承事由を崩御に限定しているのが現行の皇室典範であります。制度上退位を予定していないのでありますから、天皇陛下の退位は今回の法律で初めて実現をされることになります。ですから、退位に向けた各方面との調整というのはこの法案が成立した後に行うことになります。

その上で、天皇陛下の退位、まさに憲政史上初めてのことでありまして、退位に向けて様々な準備、これは必要であります。例えば退位後の補佐組織の編成、退位後のお住まい、また、これらに伴う予算、退位に伴う元号の改正、多岐にわたります。法案成立後に具体的な検討、準備が開始されるものであることからすれば、これらの検討、準備にどれだけの期間が必要なのは、現時点において判断することはなかなか難しい状況であります。

また、退位日となる法律の施行日を定めるに当たっては、改元等による国民生活への影響等も考慮なきやならないと思つています。

政府としては、これらの事情を踏まえ、法律上、退位日を意味する法律の施行日を政令で定めることとした上で、当該政令を定めるに当たつて、国民生活や皇室の事情に関して高い識見を有します皇室会議の意見を聽かなきやならないこととしているものであります。

いずれにしろ、政府としては、宮内庁を中心にして、所管省庁が十分連携を取つて適切に検討を進めて、天皇陛下の円滑な退位が遅滞なく実現するようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○片山虎之助君 新天皇の即位式はおやりになるんでしようが、退位式といふのはおやりになりますか。これも例がないですね、今まで。

○國務大臣(菅義偉君) 今、退位は憲政史上初めてとひうことで申し上げました。退位に関する儀式等については、やはりこの法案成立後に、退位に至るまでの具体的な手順、こうしたものを探討して整理をしていく中で適切に検討してまいりました。

それから、もつと大きい、女性天皇、女系天皇は、これは一番冒頭に言つた我が国の統治機構の根幹をどう変えるかといふ議論で、これは国民にいっぱい議論があるんですよ。それは丁寧に国民世論の形成を図らないと、これはもう大騒動になりますね。その方が分かりやすいし、議論が進みやす

い。それがあありますわね。今は世界的に女性強いですけどね、それこそいろんな関係を見ながらしっかりと議論していただきたいと思いますが、いかがですか。

すよ。これについては言える範囲で言つてください。

○國務大臣(菅義偉君) まだ法律も成立しておりませんし、私たちが検討する前から新聞で、今委員が言われたようなこと、いろいろ報道をされておりますけれども、やはり新たな元号について

準備、これは必要であります。例えば退位後の補佐組織の編成、退位後のお住まい、また、これらに伴う予算、退位に伴う元号の改正、多岐にわたります。法案成立後に具体的な検討、準備が開始されれるものであることからすれば、これらの検討、準備にどれだけの期間が必要なのは、現時点において判断することはなかなか難しい状況であります。

また、退位日となる法律の施行日を定めるに当たっては、改元等による国民生活への影響等も考慮なきやならないと思つています。

そこで、女性・女系天皇

こうしたことについて

は、政府としては、現状で男系男子というもの

でありますので、そこはしっかりと引き継いでいきたいと思います。

○片山虎之助君 憲法の第一章は天皇なんです。

よ。だから、これからいろんな皇室、天皇、皇后に係る議論は内閣でもやつていただきやいいんです

すが、国会が憲法の発議権を持つていてるんですね。憲法の第一章は天皇なんですよ。だから、内閣マターであると同時に、天皇制、皇室制度は私

は国会マターでもあると思ってる。そういう意

味で、国会で常時議論する場が要ると思うんですけどあります。

○片山虎之助君 憲法の第一章は天皇なんですよ。だから、女性宮家はどうかで、これは

大きい議論ですよね。だから、これは皇位の継承

も、皇位継承と女性宮家創設はつながない方がいいですよ。だから、女性宮家はどうかで、これは

つながらずに独立した議論として大いに議論し

いですよ。だから、女性宮家はどうかで、これは

つながらずに独立した議論として大いに議論し

いですよ。だから、女性宮家はどうかで、これは

つながらずに独立した議論として大いに議論し

いですよ。それを、今回の、正副議長さんおられますけ

れども、会議でも私は何度も言いましたよ。余り

取り上げませんが、まあ取り上げているのかもし

れない、何となく書いてくれるんだけれども、

ちょっとと正副議長さんを含めて検討してくださ

よ。今言つたように、いっぱい問題があるんですね。

○森ゆうこ君 希望の会、森ゆうこでございました。

是非、そういう意味では、皇室制度の発展、皇

室のいやさか、天皇皇后両陛下の御健康をお祈り

して、また法案の一日も早い成立と施行をお願い

して、終わります。

ありがとうございます。

○森ゆうこ君 希望の会、森ゆうこでございました。

是、大変国民は関心がある。

質問に入ります前に、一言申し上げさせていた

だきます。

希望の会は、自由党と社民党の参議院における統一会派でございます。本特別法案に対しましては、それぞれ自由党と社民党で対応が異なりますので、あくまでも私は自由党を代表して意見を表明し、質疑をさせていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

自由党は、衆参正副議長の下での議論から一貫して、天皇の生前退位につきましては、一世一元

の制を導入した経緯を見ても慎重であるべきで、本来、摂政を置かれることが望ましい、しかしながら、昨年の陛下のお言葉を踏まえ、立法院は国民的な合意を得る努力をすべきと考える、ただし、将来の天皇制の安定のためには皇室典範の改正で対処すべきである、また同時に、女性宮家の創設など基本的な議論を深めるべきだと、こう主張してまいりました。

その趣旨は、天皇の退位が時の権力に恣意的に利用されるおそれを排除するということであり、政治的利用を避けるためにも、御年齢など退位の要件を客観的に定めることが必要ではないかといふことでござります。今いろいろ御議論ございまして、御答弁もありましたけれども、有識者会議では客観的な設定が難しいという判断となつておりましたが、例えば厚生労働省の示す七十五歳という基準が一つのメルクマールになるのではないかとうことを申し上げておきたいと思います。

質問に移ります。

まず、現行憲法下の象徴天皇制の在り方についてお尋ねをいたします。

現在の象徴天皇制は、伝統を踏まえつつも、日本国憲法の下における制度でございます。今上陛下は、人間が象徴を務めるという在り方に真摯に対処され、被災地への御訪問、慰靈等、重ねてこられました。国民はこのような陛下の御活動を拝見し、敬愛の念を抱いております。

象徴天皇制は、天皇陛下といた御存在に加え、この陛下の公的行為その他の御活動があつて初めて社会に内在したものになると言えるのではないでしようか。国民の総意に基づくこと、陛下の御活動を継続的に拝見することで、国民が、ああ、この方が日本國の、日本國民統合の象徴なのだと思いを抱くことに支えられているのではないかと考えます。こうした現在の象徴天皇制は、長い歴史で見た伝統的な天皇の在り方に沿つているとも考えられます。

政府は、現行憲法下での象徴天皇制の在り方、

その象徴天皇制を支えている重要な要素の一つと見ておられる公的行為などの御活動についてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

て、この方に皇族としてお務めいただくのだとう意識が生まれていくものだと思います。

歴史を支えてきた様々なルール、例えば御養子の可否、皇籍を離れた方の復帰のお取扱い、男性が皇族となる場合の要件、婚姻された皇族女子の皇籍のお取扱いなどについて確認をさせいただきたいと思います。

○國務大臣(菅義偉君) 憲法第一条では、天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であると定められています。その趣旨は、天皇の存

在を通じて、そこに日本國と日本國民統合の姿を見ることができると考えます。

○國務大臣(菅義偉君) 憲法二条において、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」とされております。皇位の世襲とは、皇室の長い伝統を踏まえ、皇位が代々、歴代の天皇からつなげられており、これが繼續されるというこ

とを規定をしたものであると考えます。

○森ゆうこ君 憲法は、皇位の繼承につきましては男女の別には触れておりません。国会の議決する皇室典範に委ねております。国会は全国民の代表であり、国民の負託を受け、国民の民意、総意に沿つた判断をその都度下していくなければなりません。小泉政権下でも検討がなされたところでござりますけれども、現代の国民感情、憲法の規定する象徴制、世襲制の意義を考えると、女性天皇の可能性について改めて検討すべきであると考えます。

女性皇族の方にも婚姻後皇室にお残りいただき、皇位にお就きいたく可能性も考える皇位継承の問題として主張してまいりました。皇位継承とは切り離すという御議論、先ほどもございましたけれども、ここで改めて、象徴制、世襲制という観点から問題提起をさせていただきたいと思いま

す。

今回、自民党は、女性宮家の創設等について、在り方に、私は強い感銘を覚えたところであります。

○森ゆうこ君 昨年のお言葉の中で、生き生きとして社会の中に内在するという象徴天皇としての在り方に、私は強い感銘を覚えたところであります。

○森ゆうこ君 去年のお言葉の中では、生き生きとして社会の中に内在するという象徴天皇としての在り方に、私は強い感銘を覚えたところであります。

今回、自由党は、女性宮家の創設等について、在り方に、私は強い感銘を覚えたところであります。

女性皇族の方にも婚姻後皇室にお残りいただき、皇位にお就きいたく可能性も考える皇位継承の問題として主張してまいりました。皇位継承とは切り離すという御議論、先ほどもございましたけれども、ここで改めて、象徴制、世襲制といふ観

点から問題提起をさせていただきたいと思いま

す。

憲法第一条では象徴天皇制、憲法第二条では皇位の世襲制が規定されています。世襲制は、その家にお生まれになるというお血筋に加え、後継者となられる方が、お近くの立場でいわゆる帝王ととも大きな意義があると考えます。長子直系を優先するという考え方方は、まさにお近くの立場にあることを尊重するものです。皇族としてのおありようは、そのお血筋にあることで自然に身に付くものではなく、皇族としてお過ごしになる長い

間に培われ、また国民も、天皇陛下、皇族の方々に報道等を通じて接していく中、長い年月を掛け

て、この方に皇族としてお務めいただくのだとう意識が生まれていくものだと思います。

歴史を支えてきた様々なルール、例えば御養子の可否、皇籍を離れた方の復帰のお取扱い、男性が皇族となる場合の要件、婚姻された皇族女子の皇籍のお取扱いなどについて確認をさせ

いただきたいと思います。

○國務大臣(菅義偉君) 今委員から皇族身分の得喪についてお尋ねをいただきました。

まず、九条、養子の禁止でありますけれども、天皇及び皇族の養子については、歴史的には、皇位の男系継承を維持しつつ、養子が行われた例があつたとされておりますが、旧皇室典範では、養子は中世以来のもので、古来の典例ではないなどの理由から、第四十二条において「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」と定められました。現行の皇室典範第九条はこれを踏襲したものと承知をしております。

十二条の婚姻による皇籍離脱でありますけれども、皇族女子が天皇及び皇族以外の者と婚姻した場合については、歴史的には婚姻後も皇族の身分を離れることがなかつたが、旧皇室典範では、婚姻した女子の身分は夫の身分に従うとの考え方があります。

○森ゆうこ君 今お話しになりましたその伝統、天皇制、そして皇室制度の伝統について確認をさせていただきたいと思います。

天皇制、皇室制度の百二十五代にわたる長い歴史の中、伝統、先例を踏まえて様々な原則が打ち立てられ、明治期に旧皇室典範が制定され、今日、日本國憲法の精神の下に現在の皇室典範に

現行の皇室典範第十二条は、皇族女子に皇位継承

資格を認めていないこと等を踏まえ、旧皇室典範と同様に、婚姻に伴う皇籍離脱の制度を採用したものと考えております。

十五条の婚姻以外における皇籍取得の否定であります。女子が天皇及び皇族と婚姻する場合を除き、皇族以外の者が皇族となる場合としては、歴史的には一旦皇籍を離脱した方が皇籍に復帰する例もありましたが、極めて例外なものであります。これを踏まえて、旧皇室典範増補では「皇族ノ臣籍二入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス」とされております。現行の皇室典範第十五条はこれを踏襲したものであると承知をしております。

○森ゆうこ君 今回のこの法案の審議に当たつて国民の皆さんのが一番関心があるのは、やはり、大変、皇位繼承者、男系男子ということになりますと、結局、一番若い世代では秋篠宮家悠仁様の一人しかいないと。どうなるんだろうか、女性宮家の創設についてなぜもっと踏み込んだ議論をしてもっと前に進めないんだろうかと、そういうことが一番の国民の関心事であると考えますし、私も、今回この法案の質疑に立つということに当たりまして、一般の国民の皆さんからそういう御意見を頂戴いたしました。これは、皇室の存続、皇位の継承、これを安定的に継承するためには、本当にすぐにでもきちんと議論をして、そして結論を出さなければならぬ問題であると考えます。

この法案、我々自由党は、やはり皇室典範そのものの改正で行うべきであったというふうな立場でございまして、ただし、国民の総意に基づくといふ憲法の規定を尊重し、この後、法案への対応、慎重にさせていただきたいと思いますので、御理解をいただこうことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

本日は天皇退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第一号 平成二十九年六月七日 [参議院]

に、今回、衆参の正副議長のリーダーシップによつて立法府での意見を、「コンセンサスを取りま

とめ、その意見を政府側は最大限尊重していくだけで法案を作つていただいた、この御努力に心から敬意を表するものでありますし、また、その過程において我々のような少数会派に発言の機会を与えていただけたこと、これは御関係の皆様に心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

これまで先輩、同僚議員から様々な御質問がありまして、かなり法案の論点は整理できたのですが、皇族の減少の問題にどう対応していくか、この辺りから御意見をお聞かせいただきたいと、質問したいと思います。

まず、この法案が施行されると、今後は皇族の減少にどう対応していくかが大きな議論となつてしまります。安定的な皇位継承のためにも大変重要な議論ですけれども、まず、政府はこ

の皇族の減少にどう対応していくか、そのためにはどのような方策、方法があると考えてい

るでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 女性皇族の婚姻等による皇族数の減少に係る問題についてありますけれども、皇族方の御年齢からしても先延ばしするこ

とはできない重要な課題であると政府は受け止めています。しかし、そのための方策についてはいろいろな考え方、意見があつて、国民のコンセンサスを得るために、十分な分析、検討が必要

であるといふふうに考えます。

政府としては、衆参正副議長の議論の取りまとめて、皇室の公務をお手伝いいただく方法がある形で皇室離脱をした皇室女子の方に、結婚後も政府の例えば嘱託職員のような、準公務員のよう

創設とともに、今も親族として皇室と交流のある旧宮家の皇籍復帰が私は有効な方策だと考えられます。この問題については慎重かつ丁寧に対応する必要があると認識しており、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえつつ、引き続き検討していくかと思います。

○松沢成文君 女性宮家の創設の前に、結婚によって皇室離脱をした皇室女子の方に、結婚後も政府の例えば嘱託職員のような、準公務員のよう

な形で皇室の公務をお手伝いいただく方法があると考えておりますが、政府の認識はいかがでしようか。そして、こうしたことに対するこれまで検討したこととは、こうしたことに対するこれまでの議論の経緯を十分検証するなど検討を行つてきているところであります。

いずれにしろ、皇族方の御年齢からしても、先延ばしすることはできない重要な問題であるといふふうに思っています。

○松沢成文君 今、官房長官から今後の議論の中

で、御理解をいただこうことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

本日は天皇退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第一号 平成二十九年六月七日 [参議院]

可能とする案、この三案というのが示されたと承知しております。

先ほど来申し上げていますけれども、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等に係る問題については、先延ばしすることはできない課題であると受け止めています。また、この論点整理にも示されておりますとおりに、その方策についてはいろんな考え方、意見があると先ほど申し上げました。国民のコンセンサスを得るために、やはりこれまで先輩、同僚議員から様々な御質問がありまして、かなり法案の論点は整理できたのですが、皇族の減少の問題にどう対応していくか、この辺りから御意見をお聞かせいただきたいと、質問したいと思います。

これまで先輩、同僚議員から様々な御質問がありまして、かなり法案の論点は整理できたのですが、皇族の減少の問題にどう対応していくか、この辺りから御意見をお聞かせいただきたいと、質問したいと思います。

○松沢成文君 この問題は、皇位の継承といふことはかわらずに、公務を広く皇族の皆さんで分担するという問題への解決策にはなり得ると思ひますから、是非とも今後検討をしていただきたいと思います。

さて、皇族減少問題の対策として、女性宮家の創設とともに、今も親族として皇室と交流のある旧宮家の皇籍復帰が私は有効な方策だと考えられます。この問題については慎重かつ丁寧に対応する必要があると認識しており、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みなどを踏まえつつ、引き続き検討していくかと思います。

○松沢成文君 女性宮家の創設の前に、結婚によって皇室離脱をした皇室女子の方に、結婚後も政府の例えば嘱託職員のような、準公務員のよう

な形で皇室の公務をお手伝いいただく方法があると考えておりますが、政府の認識はいかがでしようか。そして、こうしたことに対するこれまでの議論の経緯を十分検証するなど検討を行つてきているところであります。

いずれにしろ、皇族方の御年齢からしても、先延ばしすることはできない重要な問題であるといふふうに思っています。

○松沢成文君 今、官房長官から今後の議論の中

で、御理解をいただこうことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

本日は天皇退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第一号 平成二十九年六月七日 [参議院]

切に検討を進めていきたいと思います。

○松沢成文君 この旧宮家の皇籍復帰というのとともに旧宮家の皇籍復帰、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

は、皇室典範に定められた男系男子の継承と、これ憲法にも関係しますけれども、こうした方向を一つ目指す中で私は大変有効な考え方であると思いますので、是非とも政府でも、女性宮家の創設とともに旧宮家の皇籍復帰、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

この宮家に関連して、今、女性宮家あるいは旧宮家という言葉を使いましたが、皇族といふのは旧宮家の集合体で成り立っています。天皇直属の子女や兄弟の宮家は直宮家といふらしいですけれども、それと広く天皇家の親戚全体を含めた宮家は世襲親王家といううそうであります。

しかし、この宮家といふのはどのような存在なのか、これ法律で全く定義されていないんですね、皇室典範においても。今後の議論のためにも、皇室典範等で宮家についてのきちっとした規定を考えるべきだと思いますが、政府の御認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) いわゆる宮家とは、独立して一家を成す皇族に対する一般的な呼称であり、宮家の名前である宮号は、天皇陛下のおぼしめしにより皇族に対して賜るものであるというふうに承知をしております。

いずれにしろ、先ほど来申し上げていますけれども、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等に係る問題、皇族の御年齢を考えた場合、これ以上先延ばすことはできない課題であるといふうに思っています。

そのための方策について、先ほど来申し上げてきましたように、国民のコンセンサスを得るために、十分な分析、検討、慎重な手続、こうしたことが必要であると考えております。そして、政府としては、今回の議論の取りまとめにありましたように、各政党各会派の協議を踏まえて、国民の動向に留意しながら検討してまいりたいと思いま

下賜について伺いたいと思います。

今上天皇の退位、譲位は、すなわち皇嗣の即位、新天皇の即位でありまして、國民にとってもこれは至上の御慶事と言つてもいいと思います。明治以降、こうした機会に天皇から國民に対し御下賜が行われてきました。現行法令では、憲法第八条でこの賜与について国会の議決を経ることを定めておりまして、皇室經濟法あるいは皇室經濟法の施行法にもその条件の規定がござります。

御下賜といつても、被災地への見舞金のような御下賜金というのもありますし、あるいは恩賜とか、恩賜たばこというのもあつて、これはなくなつたので私は大変有り難いと思っているんですけども、その中で最も有名なのが恩賜公園なんですね。この恩賜公園で有名なのは、例えば井の頭公園、上野公園、大正時代にこれは御下賜された公園でありますし、終戦後は、ここに近くにあります離宮の恩賜庭園、あるいは私の出身であります箱根にも箱根離宮を御下賜いただいて、箱根恩賜公園というのがあって、今多くの皆さんに使つていただいて喜んでいただいていると。

そこで、提案したいのですが、今回の天皇の御退位、御讓位、そして新天皇の即位、さらには東京オリンピック・パラリンピックの開催などの御慶事を記念して、皇居東御苑、これ江戸城天守でいうと本丸跡のところですけれども、これを是非とも天皇陛下から国民の皆さんにすばらしい御慶事でありますので御下賜をいただいて、恩賜公園あるいは城址公園として国又は東京都が整備すれば、多くの国民、都民、観光客の皆さんにも大変喜んでいただけるのではないかと思いますし、天皇がお住まいになる吹上御所と、その前には恩賜公園として多くの国民の皆さんが集う、すばらしいことだと思つうですが、こうした方針を是非とも政府で御検討いただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 政府の立場で申し上げるところは、いかがかなといふうに思いますけれども、現状だけ御説明をさせていただきたいと思いま

ます。

皇居東御苑は、天皇皇后両陛下のお住まいであり、大嘗祭を始めとして皇室の行事が行われる皇居の一部を成している地域であります。現在、皇室の御利用状況を考えれば、皇室用財産としての供用を見直すことは当面考え難いというふうに思いますが、

なお、皇居東御苑は、昭和三十五年の閣議決定により、皇居附属庭園として整備の上、行事に支障のない限りで一般に公開されているところであります。今後も、皇室の御活動や伝統文化に関する国民の理解に資するような形で多くの皆さんに訪れてもらえるよう取り組んでまいりたいと思います。

○松沢成文君 時間ですので、終わります。

○伊波洋一君 沖縄の風の伊波洋一です。

ハイサイ、グスースヨーチュウガナビラ、沖縄の挨拶で、こんにちは、皆様お目にかかります

意味です。

私たち参議院会派沖縄の風は、代表の糸糸慶子

参議院議員とともに、沖縄の未来と県民の尊嚴、日本の民主主義を守ることを強く訴えています。

今回の議論に小会派の沖縄の風も参加させていただいたことに對し、衆参両正副議長のお取り計らいに心から感謝申し上げます。

天皇退位等に関する皇室典範特例法案につい

て、沖縄の風として意見を述べ、質疑を行いま

す。

昨年八月八日の今上天皇のお言葉は、生前退位の制度創設と象徴天皇の天皇制の安定的な継承の確保に向けた対応を強く示唆するものでした。日本

本国憲法は第一条で、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、

主権の存する日本国民の総意に基く。」と象徴天

皇制を規定しています。

今上天皇が熱心に取り組んでこられた象徴的行

為務を誰よりもよく遵守し、公的行為、とりわけ象徴的行為において積極的に憲法の三原則を始めとする憲法理念の体現に努めてこられたことこそが今日の多くの国民の支持につながつていると考えます。

沖縄県民の間には、四百五十年間続いた琉球王国が併合された明治政府の琉球処分と、その後の皇民化教育、沖縄戦と米軍統治などをもたらした天皇制下の政府に対して、戦前政府に対して複雑な思いが存在しています。特に昭和の時代、一九四五年、本土防衛の捨て石にされた沖縄戦では、天皇の名の下に県民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、住民の四人に一人、十二万人を超える沖縄県民が犠牲になりました。

私の生まれ育った沖縄本島中部の宜野湾市嘉数も沖縄戦最初の激戦の地であり、祖父母やおじ、おばたち多くが亡くなり、最後の戦場となつた本島南部の摩文仁の平和の礎には、当時の嘉数地区の住民の半数を超える名前が刻まれております。戦後も沖縄は米軍統治とされ、困難は続きました。四七年九月、米側に対し、二十五年から三十年、あるいはそれ以上、沖縄を米国に貸し出す方針が示された天皇メッセージの問題もあります。サンフランシスコ講和条約で日本の再独立と引換えに米軍統治にされた結果、新たに日本本土に駐留していた米海兵隊を移転させるために、ハーフ陸戦法規やポツダム宣言に違反する米軍による私有地の強制接収が行われ、基地が建設、拡大されました。

沖縄の施政返還後もこれらの基地の多くは返され、沖縄戦から七十年以上経て、あるいはサンフランシスコ条約から六十年以上経ても、今日の基地返還にあつても代替施設を県内に建設することが求められ、新たな基地負担が押し付けられ、辺野古新基地問題を始めとする米軍基地問題が現在まで続いています。

昭和天皇は、施政権返還後の沖縄を訪問し、沖縄戦の戦没者の靈を慰め、長年の県民の労苦をね

おさらばたいとの御希望を持つておられましたが、
る。」とされております

ぎらいたいとの御希望を持つておられましたが、病によりかないませんでした。戦後、昭和天皇人間天皇として日本憲法の定める新しい象徴皇としての役割を橋渡しされ、昭和の時代を終られました。

今上天皇は、常々、忘れてはならない四つのとして、終戦記念日、広島と長崎の原爆忌と、毎年その日は御家族で祈りをささげておら

ます。また、人々の傍らに立ち、その声に耳をかけ、思いに寄り添うため、象徴的行為として国外の戦争犠牲者を悼む慰靈の旅に取り組まれ、でも沖縄訪問は既に十回に及んでいます。過去清算するという姿勢ではなく、あくまで沖縄県の悲しみに寄り添い、共にあらうと努めてこられた姿は、保守・革新・独立論など、立場の違いましたが、多くの沖縄県民にも受け止められていると思います。

沖縄の風の意見は参議院ホームページに掲載されておりますが、立法府の対応に当たって、天皇の生前退位の制度を創設するため、皇室典範の改正が必要であり、女性・女系天皇を容認し、女宮家の制度創設に向けて議論すべきと訴えてきました。その点、本法案に懸念がないとは言いません。

沖縄の風は、一、今上天皇以降の生前退位に恒久的に適用される一般法の制定が望ましいと、二、一般法は皇室典範の改正で対応すべきとを訴えてまいりましたが、本法案においてどうようへ扱われているか、お聞きいたします。

○國務大臣（菅義偉君） 衆參正副議長の議論のりまとめにおいては、「國權の最高機關たる國が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情勘案し、退位のは是非に関する国民の受け止め方踏まえて判断することが可能となり、恣意的な位や強制的な退位を避けることができる」とある一方、これが先例となつて、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものと考

「とにかくおらが家。

る」とおられます。
政府としても、この議論の取りまとめを厳粛に受け止めて、その内容を忠実に反映させて法案を立案案したものであり、この法案は天皇陛下の退位を実現するものであります。この法案の作成に至るプロセスやその中で整理された基本的な考え方については将来の先例となり得るものと考えております。

それを確認いたしました。

○國務大臣(菅義偉君) 女性皇族の婚姻等による
風として、女性・女系天皇、女性宮家の実現をすべきことを訴えてまいりましたが、どうなつている
でしょうか。

皇族数の減少等に係る問題については、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であるものの、そのための方策についてはいろいろな考え方、意見があり、国民のコンセンサスを得るために、十分な分析、検討と慎重な手続が必要であると考えています。

政府としては、衆参正副議長の議論の取りまとめを受けた各政党各会派間の協議を踏まえて、国民世論の動向に留意しつつ、適切に検討を進めまいりたいと思います。

○伊波洋一君 憲法には天皇の地位は男性に限るとの規定ではなく、歴史的にも女性天皇は存在し、明治の旧皇室典範の制定過程や自由民権運動の民間憲法草案、一九四六年の臨時法制調査会においても女性天皇の容認論がありました。

明治以来の男系男子による繼承は、何ら自明の日本の伝統などではありません。二〇〇五年の小泉内閣における皇室典範に関する有識者会議では、女性・女系天皇の容認が提言され、二〇一二年、野田内閣における皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理では、女性宮家の制度創設について検討されていました。

女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向けて

女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向けて議論すべきであると沖縄の風としては考えます。沖縄の風として、天皇の地位は主権の存する日本の国民の総意に基づくことから、法改正に当たっては穏やかな環境で広く国民的な議論を尽く

本法案が審議されることで、多くの県民とともにことを求めてきました。この間の立法院の対応に当たつての各党各会派の共通認識だったと思ふます。しかし、今回、例年ない国会運営の中で

もに違和感を禁じ得ません。

皇のお言葉は、生前退位の制度創設と象徴天皇制の安定的な継承の実現を強く示唆するものでした。

として、戦後は人間宣言をして地方行幸を繰り返した昭和天皇とともに日本国憲法の下での新しい皇室での皇太子としての役割を務められ、昭和天皇崩御後、平成の時代を日本国憲法の国民統治の象徴としての象徴天皇を体現してこられました。今上天皇の思いを受け止めていくことは、日本の戦後の歩みとともに着実に我が国の基礎として根付いている日本国憲法を守り、日本の平和を守ることであります。このことを付言して、沖縄の風の意見といたします。

○委員長(尾辻秀秀君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないうえですから、これより直ちに採決に入ります。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に賛成の方の起立を願います。

ので、これを許します。長浜博行君

ので、これを許します。長浜博行君。
○長浜博行君 私は、ただいま可決されました天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対し、自由民主党、こころ、民進党、新緑風会、公明党、日本維新の会、無所属クラブ及び沖縄の風の各派

共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

一 政府は、安定的な皇位繼承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族

方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、

その結果を、速やかに国会に報告すること。
二　一の報告を受けた場合においては、国会では、安定的な皇位繼承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめてられるよう検討を行ふものとすること。
三　政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴つて国民生活に支障が生ずることがないようになるとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に當たつては、広く国民の理解が得られるもの

となるよう、万全の配慮を行ひ」と。
右決議する。
以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(尾辻秀久君) ただいま長浜君から提出されたました附帯決議案を議題とし、採決を行いたいま
す。 本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。
〔賛成者起立〕 ○委員長(尾辻秀久君) 多数と認めます。 よつて、長浜君提出の附帯決議案は多數をもつて本委
員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、菅内閣官房長官から発言を求めておりますので、この際、これを許します。内閣官房長官菅義偉君。

○國務大臣(菅義偉君) ただいま御決議をいただきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(尾辻秀久君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十八分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案
(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く察しておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇子太子殿下は、五十七歳となられこれまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第四条の規定の特例として、

天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。
(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇(上皇后)

2 上皇の敬称は、陛下とする。

3 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範第二条第二十八条第二項及び第三項並びに第三十条第二項を除く。に定める

事項については、皇族の例による。
(上皇后)

第五条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事項については、皇太后の例による。

第六条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事項については、皇太子の例による。

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

たときは、その効力を失う。
(皇室典範の一部改正)

第三条 皇室典範の一部を次のよう改正する。
附則に次の一項を加える。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特別法(平成二十九年法律第三号)は、この法律と一体を成るものである。

第四条 上皇に関する他の法令の適用については、天皇の例による。

第五条 上皇に関する事項については、同条第一項前段と同様に天皇の退位等に関する皇室典範特別法(平成二十九年法律第三号)は、この法律と一体を成する。

第六条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

嗣となつた皇族に対しては、皇室經濟法第六条第三項第一号の規定にかかるわらず、同条第一項の皇族費のうち年額によるものとして、同項の定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出するものとする。この場合において、皇室經濟法施行法(昭和二十一年法律第百十三号)第十条の規定の適用については、同条第一項中「第四項」とあるのは、「第四項並びに天皇の退位等に関する皇室典範特別法(平成二十九年法律第三号)」とする。

附則第六条第一項前段と同様に天皇の退位等に関する皇室典範特別法(平成二十九年法律第三号)は、この法律と一体を成する。

第六条 第二条の規定による皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

附則第六条第一項前段と同様に天皇の退位等に関する皇室典範特別法(平成二十九年法律第三号)は、この法律と一体を成する。

第六条 第二条の規定による皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手續法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手續法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手續法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令(政令への委任)

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

第一条中「春 分 の 日 春 分 の 日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」を「天皇誕生日 春分の日

二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

春 分 の 日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」に改め、「天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」を削る。

(宮内庁法の一部改正)

第十一条 宮内庁法(昭和二十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条 宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四条第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第二条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。

2 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に前項前段の所掌事務を遂行するため、上皇職を置く。

3 上皇職に、上皇侍従長及び上皇侍従次長一人を置く。

4 上皇侍従長の任免は、天皇が認証する。

5 上皇侍従長は、上皇の側近に奉仕し、命を受け、上皇職の事務を掌理する。

6 上皇侍従次長は、命を受け、上皇侍従長を助け、上皇職の事務を整理する。

7 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、上皇職について準用する。

8 上皇侍従長及び上皇侍従次長は、国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下この項及び次条第六項において「特別職給与法」という。)及び行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号。以下この項及び次条第六項において「定員法」という。)の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十

二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と、同条第七十三条号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍従次長」とあるのは「上皇侍従別表第一中「式部官長」とあるのは「上皇侍従長及び式部官長」と、定員法第一条第二項第二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従次長」と、「及び侍従次長」とあるのは「侍従従長」と、「及び侍従次長」とする。

第三条 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第二号)第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事務を遂行するため、皇嗣職を置く。

2 皇嗣職に、皇嗣職大夫を置く。

3 皇嗣職大夫は、命を受け、皇嗣職の事務を掌理する。

4 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、皇嗣職について準用する。

5 第一条の規定により皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないものとする。

6 皇嗣職大夫は、国家公務員法第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職給与法及び定員法の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十二号及び別表第一並びに定員法第一条第二項第二号中「東宮大夫」とあるのは、「皇嗣職大夫」とする。

三十部 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第一号 平成二十九年六月七日 【参議院】

平成二十九年七月七日印刷

平成二十九年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A